

JMAT鹿児島編制にかかる、四師会による 災害時の医療救護活動に関する協定書

公益社団法人鹿児島県医師会（以下甲という）、公益社団法人鹿児島県歯科医師会（以下乙一という）、公益社団法人鹿児島県薬剤師会（以下乙二という）、公益社団法人鹿児島県看護協会（以下乙三という）は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、鹿児島県内もしくは県外において大規模災害等が発生した際に、甲が別に定めるJMAT鹿児島要綱に基づき、JMAT鹿児島を編制すべく、甲と乙一、乙二及び乙三（以下、乙という）の円滑な連携体制を構築することを目的とする。

（JMAT鹿児島の編制）

第2条 JMAT鹿児島は、鹿児島県災害対策本部及び被災地の保健医療調整本部との連携のもとに甲が主導し、日本医師会と連携・調整を図り編制するものとする。

2 JMAT鹿児島の編制は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務員等で構成する。ただし職種・員数は、被災地の状況やニーズに応じて柔軟に構成する。

（JMAT鹿児島の派遣）

第3条 甲は、災害発生時、医療救護活動を実施する際に、事前に乙と協議の上、乙にJMAT鹿児島隊員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合、直ちにJMAT鹿児島隊員の派遣に向けた調整を図るものとする。

（JMAT鹿児島の活動）

第4条 乙が派遣するJMAT鹿児島隊員は、被災地の保健医療調整本部又は、被災地の医師会の要請等に基づく活動を原則とする。

2 活動期間は、発災直後から被災地の医療体制の復旧に目途が立つまでとする。

3 主な活動は、甲又は市町村等が運営する避難所や救護所、被災地の医療・介護施設等における医療支援や健康管理、公衆衛生支援等を行うことを原則とする。

（JMAT鹿児島に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣するJMAT鹿児島隊員に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が行うものとする。この場合、甲は、乙が派遣するJMAT鹿児島隊員と十分連携を図るものとする。

(JMAT鹿児島運輸並びに宿泊等)

第6条 JMAT鹿児島運輸並びに宿泊等については、原則、各団体により自己完結とするが、甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、可能な限り調整するものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣するJMAT鹿児島隊員が使用する医薬品等は、当該隊員が各自携行する。その他救護活動において必要となった医薬品等については、甲乙が連携し、必要な措置をとるものとする。

(訓練)

第8条 甲と乙は災害に備えて適宜訓練を行うものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、災害救助法による費用の精算を原則とし、対象とならない費用は甲乙で協議し、精算する。

- (1) JMAT鹿児島の編制及び派遣に必要な費用
- (2) JMAT鹿児島隊員が携行し、使用した医薬品等に係る費用
- (3) JMAT鹿児島隊員が医療救護活動において、負傷し、疾病又は死亡した場合の扶助金

(災害救助法等との関係)

第10条 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）による指定を受けた場合、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

- 2 鹿児島県から災害時における医療救護活動の要請があった場合、鹿児島県との「災害時の医療救護活動に関する協定」の定めるところによる。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲乙で協議して定めることとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙から何らかの意思表示のない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 13 条 この協定に定める事項の疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項
で必要がある場合は、甲乙が協議して定めることとする。

この協定の締結を証するため、協定書 4 通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その
1 通を所持するものとする。

令和元年 9 月 9 日

甲 鹿児島市中央町 8-1
公益社団法人 鹿児島県医師会長

池田琢哉



乙一 鹿児島市照国町 13-15
公益社団法人 鹿児島県歯科医師会長

伊地知博史



乙二 鹿児島市与次郎二丁目 8-15
公益社団法人 鹿児島県薬剤師会長

上野泰弘



乙三 鹿児島市鴨池新町 21-5
公益社団法人 鹿児島県看護協会会長

田畑千穂子

